

宮崎市介護保険介護予防福祉用具購入補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービスの福祉用具貸与のみを利用して自立した生活を営んでいる要支援者に対して、その福祉用具を購入するための費用の一部を補助する事業について、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 介護サービスのうち福祉用具の利用のみで在宅での日常生活が営める要支援者に対し、福祉用具購入費の補助を行うことで、自立した生活への支援となることを目的とする。

(対象者)

第3条 この補助事業の対象者は、福祉用具購入を希望し、次の項目をすべて満たす者とする。

- (1) 宮崎市が行う介護保険の被保険者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第4項の要支援者。
 - (2) 居宅において福祉用具貸与のみを継続的に利用している者（プラン更新時に、福祉用具貸与のみになる場合を含む）。
 - (3) アセスメント等での状態把握により、引き続き福祉用具購入の利用のみで自立した生活を維持することが可能であると認められる者。
- 2 ただし、生活保護を受給している者および法第66条第1項による「支払方法変更の記載」、法第68条第1項による「保険給付差止の記載」、および法第69条第1項による「給付額減額等の記載」を受けている者については、この要綱による補助の対象者とししない。

(対象種目及び品目)

第4条 介護予防福祉用具貸与種目のうち、次に掲げる種目のみを対象とし、補助対象者が申請日時点において貸与中の品目（商品）に限る。

- (1) 歩行器
- (2) 歩行補助つえ
- (3) スロープ

2 ただし、同一の品目（商品）の新品のみの取扱いとするが、同一の品目（商品）が入手できない時は同等品も認めることとする。

(補助対象額)

第5条 補助対象額は、購入する福祉用具の種目毎の購入費用とする。

2 ただし、1回の福祉用具購入における補助対象額は、各種目10万円を限度とする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、補助対象額に、補助割合を乗じて得た額とする。

2 前項の補助割合は、補助対象者が介護保険サービスを利用したときに宮崎市が負担する割合とする。

3 第1項により算定される額に1円未満の額がある場合は、これを切り捨てる。

(補助の申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。なお、本様式の提出及び次に掲げる書類の添付をもって、同規則同条に定める(1)事業計画書(2)収支予算書の添付を兼ねる。

- (1) 福祉用具購入に要する費用の見積書
- (2) 福祉用具購入に係る福祉用具のカタログの写し
- (3) ケアプランおよびサービス利用票
- (4) 福祉用具貸与に係る契約書（貸与している福祉用具が特定できるもの）の写し

(補助の決定)

第8条 規則第5条の補助金等交付決定書は、様式第2号によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 取下書について、様式第3号として本要綱に定める。

(実績報告)

第10条 規則第11条の補助事業実績報告書は、様式第4号によるものとする。なお、本様式の提出及び次に掲げる書類の添付をもって、規則第11条に定める(1)事業実施報告書(2)収支決算書又は収支決算見込書の添付を兼ねる。

- (1) 納品書
- (2) 領収証

(補助の確定)

第11条 規則第12条の補助金等交付確定通知書は、様式第5号によるものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を事業の終了後に交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。